



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 「働き方改革関連法」の一つで「高度プロフェッショナル制度」が新しくできますね。給与が高い代わりにいくら働いても良いという制度のようで、我が社には関係ないと思いますが、念のため教えて下さい。

A 「高度プロフェッショナル制度」(以下、「高プロ」という)は、当初「特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル労働制)」と言い、時間ではなく、成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに応えるために考えられました。

一定の年収要件を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、長時間労働を防止するための措置を講じつつ、時間外・休日・深夜の割増賃金の支払義務等の適用を除外した新たな労働時間制度の選択肢として創設されました。

労働基準法は「時間法制」とも言われ、働く時間が基本の法律です。労働者の健康を守るため、働く時間を制限するものです。この考え方は毎年賃金改定されている「最低賃金法」にも表れていますね。

1時間働いたら、最低〇〇〇円支払わないと違反ですよ!!という法律です。

労働基準法の考え方によらず、働く時間に関係なく成果で評価される業務のみ高プロが適用できます。「単なる残業不払い」にならないよう、適正な運用が求められています。

この度「運用基準案」が明らかになりましたので、高プロについて現在わかる範囲でお話致します。(労働政策審議会労働条件分科会で審議中)

まず、専門的な知識を必要とし、従事した時間と成果との関連性が高くないと認められる高度プロ業務は、金融商品の開発業務(金融工学などの知識を持って新たな金融商品を開発する業務)、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務(企業・市場等の高度な分析業務)、コンサルタントの業務(事業・業務の企画運営に関する高度な考案または助言の業務)、研究開発業務(新たな技術

開発)を想定しています。データ入力などの補助業務等は対象ではありません。

対象となるのは、職務の範囲等が明確に定められている労働者です。適用について本人の合意が必要で、合意撤回も可能です。

高プロの年収は1,075万円以上とされています。毎月勤労統計調査における毎月決まって支給する額の1~12月までの合計額を「基準年間平均給与額」とし、その3倍を相当制度上回る水準として、1,075万円を参考額として提示したとのことですので、今後の平均給与額の変動で上下します。

割増賃金を支払うための労働時間を把握する必要はないが、健康保持の観点から「健康管理時間」として「事業所内に所在していた時間」と「事業場外で業務に従事した場合の労働時間」を把握しなくてはいけないそうです。

そういえば、管理監督者は今まで労働時間を把握する義務はありませんでしたが、来年4月1日から、管理監督者であっても労働時間を把握しなければなくなるのと同様の理由、過労死を防止するという趣旨ですね。

基本的に、健康管理時間はパソコンなどの使用記録に基づき把握し、事業場外において労働した場合の時間は、自己申告でも可とされました。

長時間防止措置として、年間104日の休日確保措置を義務化し、さらに次の①~④のいずれかの措置を行う事とされます。

- ①11時間以上とする勤務間インターバル措置
- ②1月又は3月の健康管理時間の上限
- ③2週間連続の休日
- ④臨時の健康診断

その他、健康管理時間が一定時間を超えた者には医師による面接指導を実施する必要があります。

以上の各要件は、労使委員会を設置した上で決議し、決議有効期間の終了後3年間、記録を保存する必要があります。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980